

インドネシア：ビジネスと人権に関する国家行動計画を策定する努力を継続

2015年6月19日、国家人権委員会（Kommas HAM）と NGO ELSAM は、インドネシアがビジネスと人権に関する国家行動計画を起草していることを発表しました。

2017年、インドネシアの国家人権機関である Kommas HAM は、機関が推奨する「ビジネスと人権に関する国家行動計画」を発表しました。

これまでに、法務人権省は、プランテーション、鉱業、観光の3つのセクターにまず焦点をあて、国家行動計画を立ち上げる計画を発表しています。

【概要】

公開日：2019年10月6日

インドネシア：インドネシア政府は2020年にBHRにNAPを導入する見込み。

鉱業、プランテーション、観光の3つのセクターに注目

著者：エイドリアン・ウェイル、ジャカルタ・ポスト

「ビジネスと人権に関する国家行動計画を策定する政府」

2019年10月3日

法務人権省は、企業活動における人権の原則を促進するための国家行動計画（NAP）を確立しようとしています。

同省の外務副局長であるアンディ・タレットィング・ランギ氏は、人権を支持する企業の指針となる国の行動計画が必要であり、自社の製品が人権に影響を与えるというリスクを民間企業が認識することを目的としている、と述べています。

アンディ氏は、政府はまず3つのセクター、プランテーション、鉱業、観光に焦点を合わせると述べました。「プランテーションについて話すなら、彼らが環境へ与えている影響に関することになります。また、鉱業[産業]においては、多くの企業は、周辺地域を汚染しているにも関わらず、活動によって生じた問題を処理再生していません。」

アンディ氏は、ジョコ・「ジョコウィ」・ウィドド大統領の署名を待って、来年には全国的にガイドラインが実施されると付け加えました。しかし、企業がガイドラインを順守しなかった場合に、罰則があるかどうかについては言及しませんでした。

[全文（英文）はこちら](#)